

第 2 2 号議案

ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立公民館条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表第 1」を「次」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置
ふじみ野市立上福岡西公民館	ふじみ野市上福岡五丁目 2 番 1 2 号
ふじみ野市立上福岡西公民館分室	ふじみ野市新田一丁目 3 番 1 5 号

第 9 条中「別表第 2」を「別表」に改め、同条ただし書中「大井中央公民館分館又は」を削る。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附則の次に次の 1 表を加える。

別表（第 9 条関係）

単位（円）

公民館名	室名	区分		
		午前	午後	夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
上福岡西公民館	ギャラリー	2 0 0	3 0 0	4 0 0
	保育室	2 0 0	3 0 0	4 0 0
	美術工芸室	5 0 0	6 0 0	7 0 0
	調理室	5 0 0	7 0 0	8 0 0
	暗室	1 0 0	1 0 0	1 0 0
	第 1 学習室	2 0 0	3 0 0	4 0 0
	第 2 学習室	2 0 0	3 0 0	4 0 0
	集会室	5 0 0	7 0 0	8 0 0
	第 1 和室	3 0 0	4 0 0	5 0 0
	第 2 和室	4 0 0	6 0 0	8 0 0
	ホール	7 0 0	9 0 0	1, 1 0 0
	視聴覚室	4 0 0	5 0 0	6 0 0
	ステージ（楽屋を含む。）	6 0 0	7 0 0	8 0 0
団体連絡室	2 0 0	3 0 0	4 0 0	
上福岡西公民館分室	洋室	1 5 0	1 5 0	1 5 0
	第 1 和室	1 5 0	1 5 0	1 5 0
	第 2 和室	1 5 0	1 5 0	1 5 0

備考

- 1 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者（1人に限る。）又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 3 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立大井中央公民館及びふじみ野市立大井中央公民館分館を廃止するため、ふじみ野市立公民館条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。